

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津美里町長 杉山 純一

市町村名 (市町村コード)	会津美里町 (07447)
地域名 (地域内農業集落名)	佐布川地区 (第15区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 5年 11月 18日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当該集落は、平成5年から平成9年に区画整備事業が完了した。また、平坦地に位置することから、水稻を中心に作付されており、他にトマト、ねぎの高収益作物の作付がされている。耕作者は30代～70代と年齢幅が広く、兼業農家が多い。
- ・農業者の高齢化や後継者不足により、今後は現状を維持することが困難な状況になってきている。

【地域の基礎的データ】農業者:14戸(うち50歳代以下4人)、農林業センサス13人
認定農業者:5人 新規就農者:1人
主な作物:水稻、トマト、ねぎ

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・経営規模については、現状維持を志向する経営体が多いが、規模拡大を志向する経営体も複数存在する。規模拡大に意欲的な地区内の担い手へ農地中間管理事業等を活用し、農地を集積・集約化を進めることで農作業の効率化を図る。
- ・集落内の農村環境を維持するため、農道及び水路については、自治区と耕作者、さらには隣接する集落と一体となって保全に努める。
- ・担い手不足や耕作放棄地の解消など将来の農業の維持を図るために、集落営農組織、農業法人を設立し、新たな担い手の確保・育成を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	57.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	57.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農業振興地域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・町農業委員会と連携を密にし、農地中間管理機構を通じて集落内の認定農業者、新規就農者等の担い手や経営拡大を希望する農業者へ農地の集積・集約を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地の貸し借りは原則として農地中間管理機構を活用することとし、担い手の経営意向を踏まえながら効率的な営農につながる農地の集約化を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
・基盤整備が完了しており、農業の生産効率の向上等を図るため、今後は集落や耕作者の要望を踏まえて、多面的機能支払交付金を活用し、農道・水路の簡易整備に取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・新規就農者や認定農業者の育成・確保にあたっては、自治区並びに既存の多面的機能支払交付金の活動組織等がサポートしていき、地域ぐるみで適切な農地の保全に努めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地区内の担い手による作業委託を進め、農作業の効率化等を図る。 ・耕作者が見つからない農地については、JAへそばの作業受委託を進め、荒廃農地を防止する。 ・多面的機能支払交付金を活用し、除草作業など必要に応じて外注する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦多面的機能支払交付金の事業を活用し、適切な農地や農道・水路の維持管理を行う。